

三.依照所得稅法第十七條之規定，納稅義務人之同胞兄弟姊妹合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬寬減額：

- 1 未滿二十歲者：
 - 2 已滿二十歲，因在校就學受納稅義務人扶養者：
 - 3 已滿二十歲，因身心殘廢受納稅義務人扶養者：
 - 4 已滿二十歲，因無謀生能力受納稅義務人扶養者。
- 本人之同胞兄弟姊妹合於上列規定條件者，計有：

姓名	稱謂	出生年月日	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	符合之條件
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()

四.依照所得稅法第十七條之規定，納稅義務人之其他親屬，合於下列條件之一者。每年每人得於減除其扶養親屬寬減額：

- 1 合於民法第一千一百十四條第四款未滿二十歲或滿六十歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。
- 2 合於民法第一千一百二十三條第三項未滿二十歲或滿六十歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。

姓名	稱謂	出生年月日	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	符合之條件
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()

附註：

民法第一千一百十四條：「左列親屬互負扶養之義務」：

- 一. 直系血親相互間。
- 二. 夫妻之一方與他方父母同居者其相互間。
- 三. 兄弟姊妹相互間。
- 四. 家長與家屬相互間。

民法第一千二百二十三條：「家置家長。

同家之人除家長外均為家屬。

雖非親屬而以永久共同生活為目的同居一家者視為家屬。」

薪資受領人 _____ 填報日期； 年 月 日

(簽名蓋章)